

ちょうふタバコ対策ネットワーク 規約（2018年4月14日改定）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会の名称は、「ちょうふタバコ対策ネットワーク」とする。

（目的）

第2条 ちょうふタバコ対策ネットワークは、東京都調布市を中心として、医療職、市民、行政等が連携してタバコ対策の推進を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。

（活動方針）

第3条 ちょうふタバコ対策ネットワークは、前条の目的を達成するために、以下の方針に基づき活動を行う。

- （1）喫煙者を「悪」ととらえず、喫煙者・非喫煙者双方のタバコによる健康被害をなくすことを目指す。
- （2）「笑顔」で、「ゆる〜く」、「協働」する。
- （3）特に、子どもをタバコから守る活動に重点を置く。
- （4）営利を目的としない。
- （5）特定の政治団体や宗教のために活動しない。

（活動内容）

第4条 ちょうふタバコ対策ネットワークは、前条の方針に基づき、以下の活動を行う。

- （1）タバコの害に関する正しい知識を市民へ啓発する。
- （2）タバコ防止教育に積極的に協力・参画し、喫煙開始を防止する。
- （3）受動喫煙防止を推進するための社会的活動を行う。
- （4）会員等の知見を向上させるための研修会を行う。
- （5）会員相互の交流・親睦を図る。
- （6）会のホームページおよびメーリングリストを運営する。
- （7）禁煙の飲食店やサービス施設等を応援する。
- （8）その他、目的を達成するために必要な活動を行う。

第2章 会員

（会員の種類）

第5条 ちょうふタバコ対策ネットワークの会員種類は、次の2種とする。

- （1）個人会員
- （2）法人・団体会員

（資格）

第6条 ちょうふタバコ対策ネットワークの会員は、第2条記載の目的および第3条記載の活動方針に賛同し、かつ次の条件を満たすものとする。

- （1）非喫煙者であること。
- （2）タバコの生産、販売および消費を奨励または助長する活動を行わないこと。
- （3）タバコ産業およびタバコ販売・販売促進に係る事業者、ならびにその関連研究機関から、寄付・研究費を受け取らないこと。
- （4）東京都調布市在住・在勤・在学のいずれかであること、または東京都調布市外の者であってもちょうふタバコ対策ネットワークの役員の承認があること。

(入退会)

第7条 前条の資格をもつものは役員に届け出て入会することが出来る。退会については以下の通りとする。

- (1) 会員が退会の届け出をしたとき。
- (2) 会員が死亡し、又は会員である法人・団体が消滅したとき。
- (3) 会員が以下に該当する場合、役員会の議決に基づき退会させることができる。
 - 1) 第8条2項に定める行為をした場合
 - 2) 前条に定める資格を失った場合
 - 3) 登録されたメールアドレスへちょうふタバコ対策ネットワーク事務局から返信を求める連絡を行っても、2週間以上返事がない場合
 - 4) 会費を指定された期限までに納入しないとき。
- (4) 退会の際には、既納の会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

(会員の責務)

第8条 会員は、以下の責務を有する。

- (1) 会員は、可能な限り以下に努めるものとする。
 - 1) 年に1回催される総会への参加
 - 2) 研修会、その他活動への参加
 - 3) 出欠依頼への速やかな回答
 - 4) 年会費の速やかな支払い
 - 5) 禁煙の飲食店等の利用
- (2) 会員による以下の行為を禁止する。
 - 1) ちょうふタバコ対策ネットワークもしくは他の会員の名誉を毀損する行為
 - 2) 当ネットワークの方針、目的に反する行為
 - 3) ちょうふタバコ対策ネットワークのメーリングリストに投稿された内容を投稿者の許可なく第三者へ開示する行為
 - 4) ちょうふタバコ対策ネットワーク会員限りとされた情報やファイルを、許可なく第三者へ開示する行為
 - 5) ちょうふタバコ対策ネットワークの活動目的とは異なる社会問題、政治課題、思想信条等に関する自らの主張・活動を、ちょうふタバコ対策ネットワークにおいて行う行為
 - 6) アルコールハラスメント、セクシュアルハラスメント、その他のハラスメント
 - 7) ちょうふタバコ対策ネットワークの活動で知りえたちょうふタバコ対策ネットワークの個人情報を、自らの営利事業、政治活動、宗教活動等に用いる行為
 - 8) ちょうふタバコ対策ネットワークの役員会の了承なく、ちょうふタバコ対策ネットワークの名称を用いて対外的にタバコ対策に係る要請、要望、苦情等を行う行為。
 - 9) その他、公序良俗・信義則に反する行為

(会費)

第9条 会員はちょうふタバコ対策ネットワークの活動にあてるために、次のとおり会費を納入する。

- (1) 会費の額は、以下のとおりとする。
 - 1) 個人会員：1年あたり1,000円
 - 2) 法人・団体会員：1口、1年あたり10,000円
- (2) 会費を納入する時期は、以下のとおりとする。
 - 1) 会員：毎年4月
 - 2) 新規入会者：入会時
- (3) 会費の有効期間は第15条に定める会計年度と同一とし、年度の途中で納入したとしても減額はしない。

- (4) 会員は会費を納入した際、領収書の発行をちょうふタバコ対策ネットワークへ請求できる。ただし、会費をちょうふタバコ対策ネットワークの口座へ振込により納入した場合は、振込時の振込明細書を以って領収書に代える。

(連絡等)

第10条 ちょうふタバコ対策ネットワークは、会員に向けた連絡はメールまたはメーリングリストで行う。会員は、適時に受信および確認が可能なメールアドレスを事務局へ通知し、変更があった場合には速やかに事務局へ通知するものとする。

第3章 機関・運営

(役員)

第11条 ちょうふタバコ対策ネットワークの役員について、以下のとおり定める。

- (1) ちょうふタバコ対策ネットワークには役員として、代表1名、副代表若干名、事務局長1名、監事1名をおく。
- (2) 役員は、会員の互選により選出し、会員の半数以上の反対がなければ承認されるものとする。
- (3) 代表は、役員の中から、役員の過半数以上をもって選出する。
- (4) 役員は、東京都調布市在勤・在住・在学等の会員の中で本会の活動に重要な役割を果たす、または積極的に参加する者から、選出する。
- (5) 役員の任期は2年とする。役員は再任することができる。

(役員職務)

第12条 役員職務は以下のとおりとする。

- (1) 代表はちょうふタバコ対策ネットワークを代表し、役員会の決定に従って業務を処理する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときにはこれを代理する。
- (3) 事務局長は事務局を統括する。
- (4) 役員は役員会を構成する。
- (5) 監事は会計および業務を監査する。

(役員会)

第13条 役員会は以下のとおりとする。

- (1) 役員会は次の場合に開催する。
 - 1) 年に1回
 - 2) 役員が必要と認めた場合
 - 3) 3名以上の役員の請求があった場合
 - 4) 監事の請求があった場合
- (2) 役員会は規約の改廃、予算・決算の承認、および業務の執行を決する。
- (3) 役員会は現在数の過半数の出席によって成立する。評決を委任したものは出席とみなす。
- (4) 役員会の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は代表の決するところによる。
- (5) 役員会は、役員全員に議事を記載したメールを送信し、所定の期間内に異議の返信がなければ決する形で行うことができる。

(事務局)

第14条 ちょうふタバコ対策ネットワークは、その業務を処理するために事務局を置く。事務局は事務局長宅を所在地とする。

第4章 会計

(経費)

第15条 ちょうふタバコ対策ネットワークの経費は、会費、寄付およびその他の収入をもってあてる。

(予算および決算)

第16条

(1) ちょうふタバコ対策ネットワークの収支予算は、役員会の議決を得る。

(2) ちょうふタバコ対策ネットワークの収支決算は会計年度終了後、監事の監査を経て役員会の承認を受ける。

(会計年度)

第17条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 雑則

(その他の事項)

第18条 この規約に定めるものの他、この会の運営に必要な事項は役員会が別に定める。

(設立日)

第19条 ちょうふタバコ対策ネットワークは、2015年4月8日を設立日とする。

附則

この規約は、ちょうふタバコ対策ネットワーク設立の日から施行する。

2018年4月14日 改定

2016年4月17日 改定

2015年5月15日 改定

以上